

一般社団法人恵迪寮同窓会 定款（抜粋）

（会員）

第6条 当法人の会員は、次の4種とする。

- (1)正会員 次の各号に該当する者であって、当法人の目的に賛同し入会した者
 - ア)札幌農学校寄宿舎生並びに東北帝国大学農科大学、北海道帝国大学及び北海道大学の恵迪寮の寮生経験者
 - イ)北海道大学に在籍したことのある者であって、理事会の承認を得た者
 - (2)寮生会員 北海道大学恵迪寮の寮生であって、当法人の目的に賛同し入会した者
 - (3)賛助会員 当法人の目的に賛同し当法人の事業を援助する企業、団体又は個人であって、理事会の承認を得た者
 - (4)名誉会員 当法人に対して顕著な功績のあった者で、会員から推薦され、理事会において承認された者
- 2 前項の会員のうち正会員及び寮生会員の中から20名以上30名以内の人数をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に規定する社員とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員及び寮生会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員及び寮生会員の中から選出されることを要する。正会員及び寮生会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。ただし、会費納入の延納がない者であることを要する。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員及び寮生会員は、他の正会員及び寮生会員と等しく代議員を選出する権利を有する。ただし、会費納入の延納がない者であることを要する。

（代議員の任期）

第7条 前条第3項の代議員選挙は、4年に1度実施することとし、代議員の任期は、選任の4年以内に実施される代議員選挙により新たな代議員の選出が終了する時までとする。

一般社団法人恵迪寮同窓会 代議員選挙細則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人恵迪寮同窓会(以下、当法人という)の定款第6条 3項の規定に基づき、代議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（選出区）

第2条 代議員の選出区は、全国で一選出区とする。

（代議員の定数）

第3条 代議員の定数は、代議員選挙毎に、「20名以上30名以内の人数」をもって、理事会において定める。

（選挙の時期）

第4条 代議員選挙は、選任後4年以内に終了する事業年度の最終の事業年度が終了する月の末日までに行わなければならない。

（選挙人の資格）

第5条 選挙人は、代議員の選挙が行われる年度の4月 1 日現在において前年度会費納入の延納がない者でなければならない。

（被選挙人の資格）

第6条 代議員の被選挙人は、代議員の選挙が行われる年度の4月1日現在において前年度会費納入の延納がない者でなければならない。
2 理事及び監事は、代議員の被選挙人となることができない。

第2章 選挙管理委員会

（選挙管理委員会）

第7条 理事会は、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、当法人に選挙管理委員会(以下、委員会という)を設置する。

- 2 委員会は、代議員選挙の告示前に組織し、代議員選挙の終了後に解散する。
- 3 委員会の委員(以下、委員という)は5名以内とし、理事会において会員(代議員 候補者は除く)の中から選出のうえ、理事長が依嘱する。
- 4 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選によるものとする。
- 5 理事長は、委員が確定次第、委員名簿を公表しなければならない。

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、前条第3項の規定により選出された日から、委員会の解散の日までとする。

（委員会の業務）

第9条 委員会の業務は、次のとおりとする。

(1)会員への代議員選挙の周知

- (2)代議員候補者名簿の作成
- (3)代議員選挙当選者の確定及び理事長への報告
- (4)その他代議員選挙に関し必要な事項

(代議員選挙の告示)

第10条 代議員選挙の告示は、代議員選挙の開票日の3箇月前までに、行わなければならない。

(告示内容)

第11条 前条の告示内容は、代議員の選挙権、被選挙権に関する記述(定款、細則、理事会決定等)を簡潔に記載する。

(代議員立候補者)

第12条 立候補者は、会員の推薦者を必要とする。推薦者の人数は、理事会で別に定める。

- 2 推薦者は、複数の立候補者の推薦者となることは出来ないものとする。
- 3 理事及び監事は、推薦者となることは出来ないものとする。

第3章 代議員の選出

(立候補受付期間)

第13条 委員会は、14日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

(応募手続)

第14条 代議員に立候補しようとする会員は、前条に定める立候補受付期間内に、別に定める代議員立候補届出書を委員会に提出しなければならない。

(立候補者名簿の公表)

第15条 委員会は、前条の規定により立候補者が提出した書類に基づき、立候補者名簿を作成し、次の各号について会員に公表しなければならない。

- (1)氏名
- (2)入学年次

(立候補者数が定数に達しない場合)

第16条 代議員の立候補者が定数に達しない場合、理事会は、会員の中から、不足する候補者の推薦を行うものとする。

- 2 前項の場合にあっては、推薦に同意した候補者は、第14条に規定する書類を委員会に提出するものとする。

(選挙方法)

第17条 代議員の選挙は、郵便投票により、次の方法で行うものとする。

- (1)投票は、投票日までに会員の無記名投票により行うものとする。
- (2)前号の無記名投票は、立候補者の氏名列記された用紙に、候補者毎に○印をもって記入するものとする。ただし、信任投票の場合にあっては、無印は賛成したものとみなす。
 - 2 選挙を行ったときは、○印の多い順に定数に達するまでの者を当選とする。ただし、定数最下位者が複数である場合には、「くじ引き」により決するものとする。
 - 3 前項の投票において、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。なお、各号のいずれにも該当しないものは、委員会において判断するものとする。
 - (1)正規の投票用紙を使用していないもの
 - (2)投票用紙の立候補者の氏名の欄に○印以外の記号を記入したもの
 - (3)判読できないもの

(無投票当選)

第18条 代議員候補総数が選挙すべき代議員の数を超えないとき又は超えなくなったときは、投票は行わない。

- 2 委員会は、直ちにその旨を理事長に報告しなければならない。

(選挙における当選者決定の場合の報告、及び告知)

第19条 代議員の選挙において、当選者が定まったときは、委員会は直ちに当選者の氏名その選挙の次第を理事長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告があったときは、理事長は、直ちに当選者の数、氏名を会員に告知しなければならない。
- 3 前項の告知をもって当該選挙は終了したものとみなす。

(当選等の効力の発生及び選任日)

第20条 当選者の効力の発生は、前条の規定による告知のあった日から、生じるものとする。

- 2 前項の当選者の効力の発生の日をもって、代議員の選任日とする。

(代議員の資格)

第21条 代議員たる会員が会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

(細則の改廃)

第22条 この細則の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この細則は、2018年11月17日から施行する。

届出受理番号

委員長	事務局			

2023年 月 日 時 分 受理

一般社団法人恵迪寮同窓会代議員選挙 候補者届出書

会員番号								☞ (封筒宛先右下記載の記号番号を記載する)	
フリガナ									
候補者氏名									
住 所									
電話番号					携帯番号				
メールアドレス									
入寮年次				年	入学年次				年
選 挙	2022年12月告示 一般社団法人恵迪寮同窓会代議員選挙								

一般社団法人恵迪寮同窓会代議員選挙管理委員長 新井 三郎 殿

上記のとおり一般社団法人恵迪寮同窓会代議員選挙の立候補の届け出をします。

2023年 月 日

(候補者氏名)

印

一般社団法人恵迪寮同窓会代議員選挙 候補者推薦書

一般社団法人恵迪寮同窓会代議員選挙管理委員長 新井 三郎 殿

上記の者を一般社団法人恵迪寮同窓会代議員選挙の候補者として推薦します。

2023年 月 日

(推薦人氏名)

印

(推薦人連絡先)

会員番号								☞ (封筒宛先右下記載の記号番号を記載する)
住 所								
電話番号					携帯番号			
メールアドレス								